

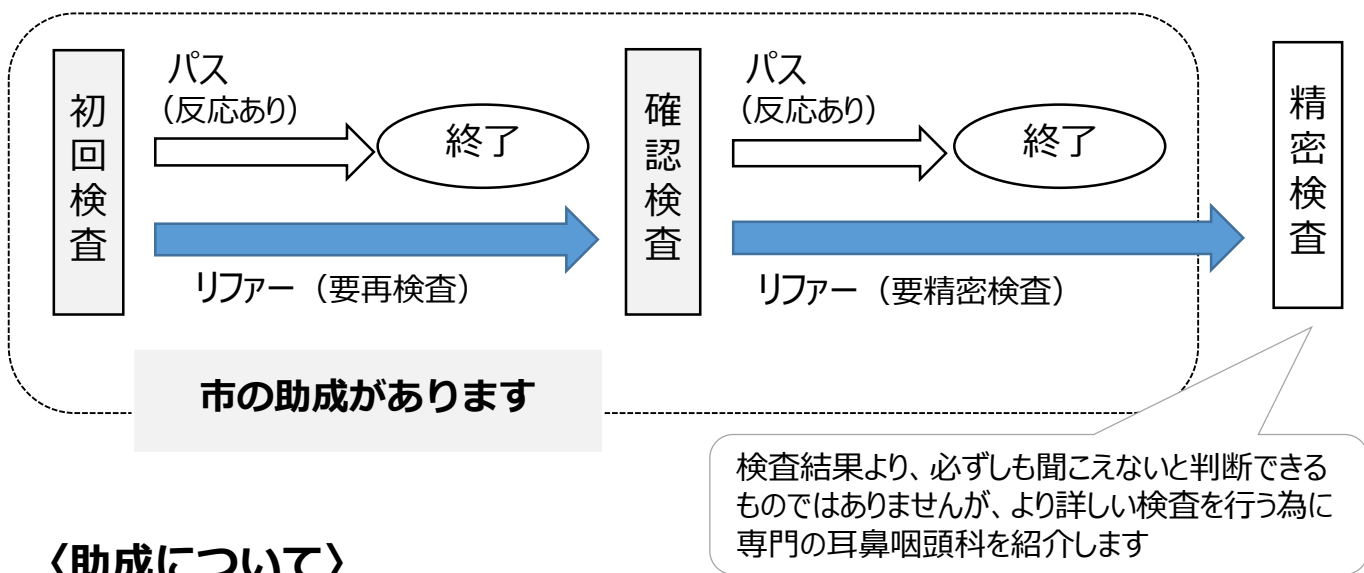
新生児聴覚スクリーニング検査 費用の一部を助成します

新生児聴覚スクリーニング検査とは、赤ちゃんが受ける「きこえの検査」です。
1000人に1～2人の赤ちゃんが生まれつき聞こえにくさがあるとされています。
早期に発見し適切な援助をしてあげることが、赤ちゃんの言葉と心の成長に重要です。



〈検査について〉

生まれて間もない時期に、眠っている赤ちゃんに対し、ささやき声程度の音を聞かせて反応をみる検査です。検査は5～10分程度で終わります。



〈助成について〉

- 対象者** 次の①、②をすべて満たす児
- ①令和3年4月1日以降に出生された児
 - ②検査日において、坂井市内に住民票がある母親が出産した児

助成額 児一人につき5,600円まで
※初回検査および確認検査を合わせた上限額

* 助成の流れ *

- ①『坂井市新生児聴覚検査受診券』を医療機関に提出して検査を受ける
- ②検査の費用が助成額の上限(5,600円)を超えた場合、超えた分のみ医療機関に直接費用をお支払いください

県外の医療機関で出産される場合

県外では『坂井市新生児聴覚検査受診券』は使用できません。
かかった費用を医療機関にお支払いいただき、後日申請をしてください。
詳しくは坂井市ホームページをご覧くださいか、健康増進課にお問い合わせください。



お問い合わせ 坂井市健康増進課 電話 50-3067
FAX 66-2940